

情報公開・法務課 法務係
担当：神事 正實 平澤 忍
026 - 235 - 7057 (直通)
026 - 232 - 0111 (代表) 内線 2287
026 - 235 - 7370 (FAX)
Email:kokai@pref.nagano.lg.jp

令和元年9月県議会定例会提出予定条例案の概要

一部改正条例案 6 件、廃止条例案 1 件を提出予定です。

一部改正条例案

番号	条 例 案 の 概 要
1	<p>一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>地方公務員法等の一部改正に伴い、新設される会計年度任用職員に給料・手当の支給等ができるようにするとともに、地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律に基づき、一定の期間内に終了することが見込まれる業務等に従事する新たな任期付職員の採用の要件等について定めるほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(令和 2 年 4 月 1 日から施行)</p> <p>人事課 026-235-7395 (FAX) Email: jinji@pref.nagano.lg.jp</p>
2	<p>長野県県税条例及び長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案</p> <p>県民の負担の軽減等を図るため、自動車保有関係手続のワンストップサービスを導入することに伴い、当該サービスを利用した場合の自動車税の徴収方法の特例を定めるとともに、自動車の保管場所の確保を証する書面に相当する通知の事務に係る手数料2,100円を新設します。</p> <p style="text-align: right;">(令和 2 年 1 月 1 日から施行)</p> <p>税務課 026-235-7497 (FAX) Email: zeimu@pref.nagano.lg.jp 交通規制課 026-233-1367 (FAX) Email: police-kotsukisei@pref.nagano.lg.jp</p>

<p>3</p>	<p>長野県西駒郷条例の一部を改正する条例案</p> <p>地域で一人暮らしを目指す障がい者を支援するため、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正により、新たに創設された自立生活援助業務を指定管理者の業務の範囲に追加するほか、所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>障がい者支援課 026-234-2369 (FAX) Email: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
<p>4</p>	<p>金属くず商及び金属くず行商に関する条例等の一部を改正する条例案</p> <p>成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律の趣旨を踏まえ、次に掲げる条例について、成年被後見人等に係る欠格条項の見直しを行うほか所要の改正を行います。</p> <p>(1) 金属くず商及び金属くず行商に関する条例 (2) 長野県立自然公園条例 (3) 長野県心身障害者扶養共済制度条例 (4) 廃棄物の適正な処理の確保に関する条例 (5) 動物の愛護及び管理に関する条例 (6) 信州登山案内人条例</p> <p style="text-align: right;">(令和元年12月14日((6)は公布の日)から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>障がい者支援課 026-234-2369 (FAX) Email: shogai-shien@pref.nagano.lg.jp 食品・生活衛生課 026-232-7288 (FAX) Email: shokusei@pref.nagano.lg.jp 自然保護課 026-235-7498 (FAX) Email: shizenhogo@pref.nagano.lg.jp 資源循環推進課 026-235-7259 (FAX) Email: junkan@pref.nagano.lg.jp 山岳高原観光課 026-235-7257 (FAX) Email: mt-tourism@pref.nagano.lg.jp 生活安全企画課 026-233-0108 (FAX) Email: police-seikatsuanzenkikaku@pref.nagano.lg.jp</p> </div>
<p>5</p>	<p>長野県建築基準条例の一部を改正する条例案</p> <p>建築基準法施行令の一部改正に伴い、同令を引用している規定について所要の改正を行います。</p> <p style="text-align: right;">(公布の日から施行)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>建築住宅課 026-235-7479 (FAX) Email: kenchiku@pref.nagano.lg.jp</p> </div>

6

長野県警察関係許可等手数料徴収条例の一部を改正する条例案

道路交通法及び道路交通法施行令の一部改正に伴い、次のとおり改正します。

- (1) 運転経歴証明書の交付手数料の納付対象者に運転免許が失効した者を追加します。
- (2) やむを得ず運転免許証の更新を受けることができなかった理由に公安委員会側の事情が追加されたことに伴い、当該事情による失効者に係る運転免許試験等の手数料の額について、本人側の事情による失効者に係る手数料の額から減額します。

(主な改正内容)

名 称	内 容	金 額
運転免許試験手数料	普通自動車 (公安委員会側の事情による失効者に限る)	800 円
免許証交付手数料	第一種・第二種 (公安委員会側の事情による失効者に限る)	1,700 円

※ 本人側の事情による運転免許試験手数料は 1,900 円、免許証交付手数料は 2,050 円

- (3) 運転免許証再交付の要件が緩和されたことに伴い、再交付手数料の額を改定します。

名 称	内 容	改定額	現行額	改定率 (%)
免許証再交付手数料	第一種・第二種	2,250 円	3,500 円	△35.7

(道路交通法の一部を改正する法律の施行の日から施行)

東北信運転免許課

026-292-2345 (FAX) Email: police-touhokushinmenkyo@pref.nagano.lg.jp

廃止条例案

番号	条 例 案 の 概 要
7	<p>長野県社会福祉総合センター条例を廃止する条例案</p> <p>長野県社会福祉総合センターは、耐震性能が基準を満たさず、また、老朽化が著しく多額の改修費用が必要となることから、令和2年3月31日をもって廃止します。</p> <p>(令和2年4月1日から施行)</p> <p>地域福祉課 026-235-7172 (FAX) Email: chiikishien@pref.nagano.lg.jp</p>